官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一
〔法規的告示〕
○しょうゆの日本農林規格を確認する件（農林水産一六七五）　一
○ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格を確認する件（同一六七六）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三五）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三〇）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一六七七、一六七八）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇〇一）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇〇二～一〇〇五）　四
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一〇〇六）　四
○通訳案内士法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一〇）　四
○道路に関する件（関東地方整備局二二二）　四
〔国会事項〕
内閣　内閣府　最高裁判所　五
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　五
〔褒　賞〕
内閣　内閣府　最高裁判所　五
〔皇室事項〕
官庁事項　六
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配四）　七
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他　二六

省　令

○農林水産省令第五十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十八条の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

一　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）第六条第三号

二　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十七条の表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千六百七十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、しょうゆの日本農林規格（平成十六年農林水産省告示第千七百三号）（ＪＡＳ　一七〇三）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第千六百七十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格（令和二年農林水産省告示第二千百二十号）（ＪＡＳ　〇〇一四）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

その他告示

○法務省告示第百三十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月十日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属

同　宮地　裕美

同　園部　典生

同　佐藤　方生

同　内藤　正之

同　峯　俊之

同　醍醐　邦治

同　秋山　仁美

同　関　一穂

同　多見谷寿郎

同　岩崎　吉明

同　一木　文智

同　前澤　康彦

同　藤井　俊郎

同　飯塚　宏

同　金子　直史

同　市川　祐一

同　福島　弘

同　景山　太郎

同　安藤　範樹

同　築　雅子

同　中嶋　功

同　内堀　宏達

同　宮川　博行

同　吉田　克久

同　中村　誠

同　馬場　純夫

同　石川さおり

同　秋元　豊

同　喜多　剛久

同　髙瀬　一嘉

同　永村　俊朗

同　金澤　勝幸

同　千葉雄一郎

同　猪俣　尚人

さいたま地方法務局所属

同　栗原　正史　千葉地方法務局所属　同　住川　洋英
同　小山　健治　同　同　小川　浩
同　佐藤　光代　同　同　石山　順一
同　杉本　秀敏　同　同　伊藤　武志
同　野口　忠彦　同　同　髙橋　真
同　内田　俊彦　同　同　岩本　尚文
同　田邉　孝文　同　同　大橋　光典
同　鈴木　裕治　同　同　和田　澄男
同　若林美賀子　同　同　大西　忠広
同　上野　暁　同　同　岩田　伸雅
同　大手　昭宏　同　同　田尻　克巳
同　吉野　通洋　同　同　成川　洋司
同　二宮　信吾　同　同　篠原　辰夫
同　見目　明夫　同　同　松谷　佳樹
同　森田　邦郎　同　同　大宮由紀枝

○外務省告示第四百三十号

令和七年十月八日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和七年十一月十日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百四十四億三千七百万円（四四、四三七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートであって六箇月の貸出しに適用されるものに〇・四パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利子率は、年〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・六五パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十一年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(e)に規定するそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、カンボジア王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してカンボジア王国において課される全ての付加価値税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十月八日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　ブラック・ソコン閣下

付表

（限度額）

1　ニロート上水道拡張計画（第一期）　二百十五億二千六百万円
2　プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ3）（第一期）　二百二十九億千百万円
総額　四百四十四億三千七百万円

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十月八日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　ブラック・ソコン

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志閣下

○農林水産省告示第千六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮目木川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　熊本県球磨郡五木村甲字葛八重、北平及野々脇の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線、十五点と十六点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三四と七三三番二四の境界に沿って結んだ線、十六点から二十四点までを順次結んだ線、二十四点と二十五点を熊本県球磨郡五木村甲字北平九〇七番七と九〇七番三の境界に沿って結んだ線、二十五点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を結んだ線で囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号九四に掲げる土地の区域を除く）

点	北緯	東経
1	32°21′50.8310″	130°51′33.0183″
2	32°21′50.8890″	130°51′33.6879″
3	32°21′50.8203″	130°51′34.0654″
4	32°21′50.2347″	130°51′36.7041″
5	32°21′50.0769″	130°51′39.1277″
6	32°21′50.0175″	130°51′40.0365″
7	32°21′50.1344″	130°51′40.9030″
8	32°21′50.2921″	130°51′41.3051″
9	32°21′51.2157″	130°51′43.1714″
10	32°21′52.2166″	130°51′44.3843″
11	32°21′52.5603″	130°51′45.2393″
12	32°21′57.9345″	130°51′48.3485″
13	32°21′57.6232″	130°51′49.6217″
14	32°21′57.4902″	130°51′50.1297″
15	32°21′56.5913″	130°51′49.8175″
16	32°21′54.6984″	130°51′49.3576″
17	32°21′53.0404″	130°51′49.6802″
18	32°21′51.7742″	130°51′49.1309″
19	32°21′51.5059″	130°51′48.9229″
20	32°21′49.7372″	130°51′47.2128″
21	32°21′48.1511″	130°51′43.4644″
22	32°21′50.0848″	130°51′41.9174″
23	32°21′49.7417″	130°51′40.7420″
24	32°21′49.7915″	130°51′38.9387″
25	32°21′49.9472″	130°51′37.2818″
26	32°21′50.0313″	130°51′36.5496″
27	32°21′50.1479″	130°51′35.8031″
28	32°21′50.6412″	130°51′33.9889″
29	32°21′50.7130″	130°51′33.6038″
30	32°21′50.6456″	130°51′33.1037″
31	32°21′50.6708″	130°51′33.0431″

ロ　熊本県球磨郡五木村甲字野々脇の区域内の土地のうち、次の三十二点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点と三十七点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三〇と七三三番二九の境界に沿って結んだ線、三十七点と三十八点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三〇と七一九番一と七一九番九の境界に沿って結んだ線、三十八点から四十九点までを順次結んだ線及び三十二点から四十九点までを昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号九四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
32	32°21′46.7632″	130°51′37.8512″
33	32°21′46.4240″	130°51′37.3122″
34	32°21′46.2305″	130°51′37.3684″
35	32°21′45.9158″	130°51′36.8751″
36	32°21′45.6852″	130°51′36.0150″

37	32° 21′ 45.9134″	130° 51′ 32.3932″
38	32° 21′ 44.0075″	130° 51′ 26.9920″
39	32° 21′ 44.3272″	130° 51′ 26.0915″
40	32° 21′ 44.9774″	130° 51′ 25.5937″
41	32° 21′ 44.4679″	130° 51′ 23.9355″
42	32° 21′ 44.2279″	130° 51′ 22.9362″
43	32° 21′ 44.4443″	130° 51′ 21.7534″
44	32° 21′ 44.4920″	130° 51′ 20.2292″
45	32° 21′ 44.7292″	130° 51′ 18.7241″
46	32° 21′ 45.2123″	130° 51′ 17.5605″
47	32° 21′ 45.4232″	130° 51′ 16.8233″
48	32° 21′ 45.7013″	130° 51′ 16.1245″
49	32° 21′ 45.8746″	130° 51′ 15.6614″

○国土交通省告示第千二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向島谷川左支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の区域内の土地のうち、次の一点と二点を令和二年国土交通省告示第千五百八十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、二点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 02′ 26.1973″	135° 10′ 33.0151″
2	34° 02′ 31.4797″	135° 10′ 31.3246″
3	34° 02′ 31.1625″	135° 10′ 32.3565″
4	34° 02′ 31.1462″	135° 10′ 32.9875″
5	34° 02′ 31.1684″	135° 10′ 33.9067″
6	34° 02′ 30.4197″	135° 10′ 34.3561″
7	34° 02′ 29.8486″	135° 10′ 34.6993″
8	34° 02′ 28.4437″	135° 10′ 35.1474″
9	34° 02′ 27.8930″	135° 10′ 35.2647″
10	34° 02′ 27.4293″	135° 10′ 35.0091″
11	34° 02′ 27.2311″	135° 10′ 34.8924″
12	34° 02′ 27.0188″	135° 10′ 34.8111″
13	34° 02′ 26.9660″	135° 10′ 34.6293″
14	34° 02′ 26.9435″	135° 10′ 34.3486″
15	34° 02′ 26.5613″	135° 10′ 33.8951″
16	34° 02′ 26.3308″	135° 10′ 33.6239″
17	34° 02′ 26.3744″	135° 10′ 33.4296″
18	34° 02′ 26.4043″	135° 10′ 33.2285″
19	34° 02′ 26.2336″	135° 10′ 33.1788″
20	34° 02′ 26.2205″	135° 10′ 33.1713″
21	34° 02′ 26.1984″	135° 10′ 33.0317″

○国土交通省告示第千三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西谷清小川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県岩国市由宇町の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 02′ 07.1203″	132° 09′ 59.2685″
2	34° 02′ 07.6346″	132° 09′ 57.9441″
3	34° 02′ 06.9548″	132° 09′ 56.7268″
4	34° 02′ 07.7093″	132° 09′ 55.2867″
5	34° 02′ 09.2358″	132° 09′ 55.6253″
6	34° 02′ 09.7039″	132° 09′ 56.5026″
7	34° 02′ 09.8614″	132° 09′ 57.4794″
8	34° 02′ 09.7719″	132° 09′ 58.3398″
9	34° 02′ 10.4321″	132° 09′ 58.4599″
10	34° 02′ 11.1713″	132° 09′ 59.4020″
11	34° 02′ 10.5461″	132° 10′ 00.7077″
12	34° 02′ 09.2911″	132° 10′ 00.7843″
13	34° 02′ 07.2038″	132° 10′ 00.1921″

○国土交通省告示第千四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東長沢原沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字長沢

字倉下

一五二六番一　一号
一五二六番二　二号
一五二七番一　七号
一五二八番　八号
一五三七番　九号、十二号及び十三号
一五二二番　十号
一五三〇番　十一号
一六六一番　三号及び四号
一六三八番　五号
一六五一番子　六号

字水ナシ

○国土交通省告示第千五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢入

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県柏崎市大字佐水

字前山

二七二八番　一号及び二号
地先道路敷　三十二号
二七二七番　三号
二七二五番　四号
二七二四番　五号
二七二三番一　六号
二六六四番　七号及び八号
二六五七番一　九号
二六五四番　十号
二四八九番　十一号及び十二号
二四九〇番　十三号
二四九一番　十四号
二六二七番　十五号
地先道路敷　十六号
二六二七番　十七号
二六三五番　十八号
二六三二番　十九号から二十五号まで及び二十九号から三十一号まで
二六三一番　二十六号から二十八号まで
二六三〇番

○国土交通省告示第千六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から代表者を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の変更

変更前	中野　孝仁
変更後	上田　來

二　変更の年月日　令和七年八月二十五日

○観光庁告示第十号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾（登録研修機関第六号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月十日

観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区芝公園三の五の八　機械振興会館本館Ｂ百九
変更後	東京都港区芝公園三の五の八　機械振興会館本館Ｂ二〇八

二　変更の年月日　令和七年二月九日

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間
二十号	茅野市宮川字素麺畑四四五三番一地先から同市宮川字下河原四三九九番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書（大西健介提出）

部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書（八幡愛提出）

原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問主意書（島田洋一提出）

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書（八幡愛提出）

土壌医の位置付けに関する質問主意書（八幡愛提出）

ＡＶ新法に必要な見直しの着手に関する質問主意書（八幡愛提出）

人事異動

内閣

森　美樹夫　笠原　謙一　横田　賢司
齊藤　純　三上　明輝　田島　浩志
清水　亨　野口　泰　内田　浩行

特命全権大使に任命する

伊藤　雅人

高等裁判所長官に任命する（以上十一月五日）

内閣府

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎
内閣官房長官　木原　稔
デジタル大臣　松本　尚
復興大臣　牧野　京夫（牧野たかお）
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志　城内　実　小野田紀美
同　中央防災会議委員に任命する（各通）
総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎
国家公安委員会委員長　赤間　二郎（あかま二郎）

国際平和協力本部員に任命する（各通）（以上十月二十一日）

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎
内閣官房長官　木原　稔
国家公安委員会委員長　赤間　二郎（あかま二郎）
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
内閣府特命担当大臣　城内　実
同　小野田紀美

公害対策会議委員に任命する（各通）（十月二十八日）

復興大臣　牧野　京夫（牧野たかお）

農林水産物・食品輸出本部員に任命する（十月二十九日）

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
防衛大臣　小泉進次郎
内閣府特命担当大臣　片山さつき
同　黄川田仁志

中央交通安全対策会議委員に任命する（各通）（十一月五日）

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
内閣府特命担当大臣　松本　洋平
文部科学大臣　上野賢一郎
厚生労働大臣　鈴木　憲和
農林水産大臣　赤澤　亮正
経済産業大臣　金子　恭之
内閣府特命担当大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　石原　宏高
環境大臣　小泉進次郎
内閣府特命担当大臣　木原　稔
防衛大臣　松本　尚
内閣官房長官　牧野　京夫（牧野たかお）
デジタル大臣　赤間　二郎（あかま二郎）
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
同　城内　実
小野田紀美

高齢社会対策会議委員に任命する（各通）（十一月六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　松藤　和博
熊本簡易裁判所判事に補する　梅崎　聖博
福岡簡易裁判所判事に補する（以上十月三十日）
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　吉川　健治
盛岡家庭裁判所判事に補する
兼ねて盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡簡易裁判所判事に補する（十月三十一日）
判事兼簡易裁判所判事　武宮　英子
京都地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事
齋藤　巖
横須賀簡易裁判所判事に補する
横須賀簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所横須賀支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所横須賀支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所横須賀支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所横須賀支部長を命ずる
前橋家庭裁判所判事兼前橋地方裁判所判事・太田簡易裁判所判事
島村　陽子
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（以上十一月一日）
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
増田　稔
知的財産高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
長谷川浩二
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事・宮崎簡易裁判所判事
沖中　康人
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
久保井恵子
宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所長を命ずる
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所長を命ずる
宮崎簡易裁判所判事に補する
宮崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
高橋　伸幸
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十一月二日）

○定年退官

簡易裁判所判事深田英夫及び同吉村寿人は十月二十九日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事本多知成は十一月一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
高等裁判所長官舘内比佐志は十一月三日限り定年退官

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

上山　祐平
深川　和己
鬼頭　和也
海津　隆哉
中村　誠司
五月女哲平
浅野　宏國
小川　晶子
大澤　俊之
谷口由美子
射手　克己
三谷　福美
佐々木正博
近藤　典子
衰章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）
大韓民国人　成　七龍
衰章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

鈴木　徹
井澤　米子
秋野　公臣
木村　肇
衰章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鳥羽　博道
松田　芳己
藤沢　昭和
田中　愛子
土井美和子
松井　秀雄
新堀　孝博
亀山　敬司
松野　浩
藤田　進
根岸　秋男
林　正和
星野　徳夫
井上　信幸
林　恭介
山崎　惠
古賀　信介
田中　善信
井上　桂子
野原　祐樹
太田　昭吉
多田トモ子
長谷川士郎
中嶋　洋
土田　隆
山田　晃久
葉田　順治
飯村　愼一
吉田　正明
笹山　周作
紀田　貢
梅村　孝雄
衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
馬渕　隆一
衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける
四方　洋樹
佐々木啓氏
田中　康生
戸田　成郎
荒井　正昭
衰章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

王　厚龍
衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
前川　貴行
衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける
栗山　茂朗
衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
船津　明子
衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
水野　弘道
衰章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
韓　昌祐

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社近代建築社
リソテックジャパン株式会社
株式会社ｓｍａｒｔ
株式会社メニコン
都市クリエイト株式会社
株式会社松田養鶏場
岡山グローイングファーム株式会社
株式会社松原組
ワケンホールディングス株式会社
富士ベークライト株式会社
シィード建設株式会社
株式会社アイグランホールディングス
株式会社ベガスベガス
株式会社ニチリン
株式会社Ｊ．ｓ ｓｔｙｌｅ
株式会社大東銀行
ＧＬＰジャパン・アドバイザーズ株式会社
株式会社丸杉
株式会社日本投資事業団
アァルピィ東プラ株式会社
イーグル工業株式会社
株式会社富士メガネ
シーエムエスシーインコーポレイティッド
ノマドマーケティング株式会社
源清田商事株式会社
株式会社新澤醸造店
オークラサービス株式会社
大和財託株式会社
合同会社Ｓｅｔｏｌａｂｏ
株式会社ゴールドファステート
株式会社村上農園
株式会社ハーブ健康本舗
一般財団法人脳神経疾患研究所
東京都民共済生活協同組合
株式会社小寺鉄工所
大山株式会社
デビス株式会社
ジー・オー・ピー株式会社
株式会社森崎建設工業
株式会社オカモト
株式会社八光
信金中央金庫
株式会社阪神マテリアル
正栄汽船株式会社
日鮮海運株式会社
瀬野汽船株式会社
株式会社ワイ・ジー・ケー
山田電器工業株式会社
株式会社プロトソリューション
愛媛海運株式会社
ＢＥＭＡＣ株式会社

株式会社ファクテム
西つがる風力発電株式会社
東武環境センター株式会社
眞鍋造機株式会社
潮冷熱株式会社
日本マテリアル株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故茂原荘一遺族　茂原美代子
故庵谷芳子遺族　宮澤　典子
故駒田都遺族　駒田　則一

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故小野修一遺族　小野　剛

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

認証官任命式

十一月五日午後七時三十五分、宮中において、特命全権大使森美樹夫、同笠原謙一、同横田賢司、同齊藤純、同三上明輝、同田島浩志、同清水亨、同野口泰、同内田浩行及び高等裁判所長官伊藤雅人の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号
㈢	占用を制限する区域	岩手県二戸郡一戸町中山字西火行二七番一〇から同町中山字西火行二七番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年十一月十日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
	備考	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	百八号
㈢	占用を制限する区域	大崎市古川稲葉四丁目三七七番一から同市古川稲葉字角田八番まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年十一月十日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
	備考	

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

令和七年十一月十日
秋田県湯沢市秋ノ宮字桑沢一八番地三
（甲）役内・雄物川漁業協同組合
代表理事組合長　菊地　　勇
秋田県横手市雄物川町薄井字小出二七五番地一
（乙）県南漁業協同組合
代表理事組合長　佐藤　政彦

会社その他の公告

合併公告

左記漁業協同組合の甲、乙は対等の立場で合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

合併の効力発生日はいずれも令和八年一月五日であり、令和七年十月二十五日開催の甲及び乙の総会において承認決議を行いました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備え置いてあります。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一〇八頁（号外第一七四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一〇八頁（号外第一七四号）

令和七年十一月十日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
（甲）株式会社プロゴス
代表取締役　坪内　俊一
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
（乙）株式会社レアジョブテクノロジーズ
代表取締役　山田　浩和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一三五頁（号外第一四四号）

令和七年十一月十日
東京都渋谷区神宮前六丁目一〇番一一号原宿ソフィアビル四階
（甲）株式会社ｖｉｓｕｍｏ
代表取締役　井上　　純
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）株式会社ＲｅｖｉＣｏ
代表取締役　高橋　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一一二頁（号外第一九六号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一一二頁（号外第一九六号）
（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一一一頁（号外第一九六号）

令和七年十一月十日
東京都中央区新川一丁目二三番五号
（甲）ポラリス・ホールディングス株式会社　代表取締役　田口　洋平
東京都中央区新川一丁目二三番五号
（乙）株式会社フィーノホテルズ
代表取締役　高倉　　茂
東京都中央区新川一丁目二三番五号
（丙）株式会社ココホテルズ
代表取締役　辻川　高寛
宮城県名取市上余田字千刈田五五五番一
（丁）株式会社バリュー・ザ・ホテル
代表取締役　辻川　高寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　四十九頁（号外第六十五号）

令和七年十一月十日
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目二一番一九号
（甲）ラクオリア創薬株式会社
代表取締役　須藤　正樹
東京都新宿区北新宿一丁目一二番一二号
（乙）テムリック株式会社
代表取締役　須藤　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月七日
掲載頁　七十一頁（号外第二二四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月七日
掲載頁　七十一頁（号外第二二四号）

令和七年十一月十日
三重県四日市市相生町一番一号
（甲）大宗建設株式会社
代表取締役　佐野　行廣
三重県四日市市大治田三丁目三番二三号
（乙）大宗建築サービス株式会社
代表取締役　佐野　行廣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　六十七頁（号外第五十三号）

令和七年十一月十日
大阪市中央区淡路町一丁目六番一一号
（甲）株式会社イトーキ
代表取締役　湊　　宏司
千葉県野田市尾崎二二八八番地
（乙）伊藤喜オールスチール株式会社
代表取締役　松田　勝也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年九月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.maruka.co.jp/ir/publicnotice

（乙）https://g-net.co.jp/e-public-notice

令和七年十一月十日

大阪府大阪市中央区南新町二丁目二番五号

（甲）株式会社マルカ

代表取締役　飯田　邦彦

大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番一〇号

（乙）株式会社ジーネット

代表取締役　古里　龍平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　七十二頁（号外第五十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月九日

掲載頁　四十四頁（号外第四号）

令和七年十一月十日

広島県安芸郡府中町新地一番一四号

（甲）デルタ工業株式会社

代表取締役　藤田　健

広島県安芸郡府中町新地一番一四号

（乙）株式会社デルタ・イーテック

代表取締役　土居　利隆

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割によりオムロンヘルスケア株式会社（甲、住所京都府向日市寺戸町九ノ坪五三番地）に対して当社のHeartnote®事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、当社は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五四頁（号外第一三九号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

JSR株式会社

代表取締役　堀　哲朗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社コーセー（乙、住所 東京都中央区日本橋三丁目六番二号）が営む一切の事業（但し、乙が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除きます。）に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十日

東京都中央区日本橋三丁目六番二号

株式会社コーセー分割準備会社

代表取締役社長　小林　一俊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設機械事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は、令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十二日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.maruka.co.jp/ir/publicnotice

令和七年十一月十日

大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番一〇号

（甲）株式会社マルカ建機

代表取締役　飯田　邦彦

大阪府大阪市中央区南新町二丁目二番五号

（乙）株式会社マルカ

代表取締役　飯田　邦彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＮｅｏ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ株式会社（住所京都府宇治市槇島町吹前一七番三）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇六号）

令和七年十一月十日

京都府宇治市槇島町吹前一七番一

株式会社ティ・アイ・シー

代表取締役　高橋　慶

組織変更公告

当農事組合法人は、令和七年十一月一日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備えおいております。

令和七年十一月十日

北海道苫前郡初山別村字明里九七七番地

農事組合法人長谷川農場

代表理事　長谷川澄子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

千葉県木更津市羽鳥野五丁目一一番地九

ガルソフト合同会社

代表社員　鈴木　哲正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

千葉県習志野市藤崎三丁目二番二号

合資会社田丸屋商店

代表社員　田久保征男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

東京都新宿区早稲田町六七番地リヴィラージュ二〇一号室

ＲＫ合同会社

代表社員　林　剣鋒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

東京都江東区門前仲町一―一三―一二―六〇五

合同会社きゅーとれ

代表社員　入江あゆみ

組織変更公告

当組合は、令和七年十月二十三日開催の臨時総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年十一月十日

長野県駒ケ根市下平二九三四番地二六〇

農事組合法人大盛堂生産農場

理事　大沼　芳生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町四八番四九番合地ラフィーネ五〇一

合同会社ラフィーネ

代表社員　佐々木篤子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更いたします。

組織変更後の商号は株式会社ジャパン総合とします。効力発生日は令和七年十二月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年九月二十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

大阪市東住吉区湯里二丁目一八番七号

合同会社ジャパン総合

代表社員　廣岡　由馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

大阪市北区梅田二丁目五番一三号桜橋第一ビル三〇四号

バーサタイル合同会社

代表社員　森山　義彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

徳島県三好市三野町太刀野七番地

合資会社山口組

代表社員　家村　淑子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千二百九十九万九千百六十円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十二月十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://airato.jp

令和七年十一月十日

仙台市青葉区荒巻字青葉四六八番地の一東北大学マテリアル・イノベーション・センター青葉山ガレージ内　アイラト株式会社

代表取締役　角谷　倫之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百五十万円減少し二百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一三一頁（号外第一九六号）

令和七年十一月十日

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷六七一番地二

株式会社エス・エム・ユー・マネジメント

代表取締役　中井川　幹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億二千七百三十一万三千六百五十円減少し十億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日であり、株主総会の決議は令和七年十一月十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

富士興産株式会社

代表取締役社長　川崎　靖弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十五頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十日

東京都港区台場二丁目三番三号

株式会社アールプラスジャパン

代表取締役　大竹　篤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　五十八頁（号外第二四〇号）

令和七年十一月十日

東京都杉並区成田東四丁目三六番二一号

株式会社芝萬

代表取締役　黒沼　良成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四九九五万六二〇九円減少して一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　九十一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十日

東京都千代田区神田紺屋町一五番地グランファースト神田紺屋町三F

株式会社フェズ

代表取締役　赤尾　雄司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十日

東京都東久留米市下里六丁目五番一七号

有限会社小松建具店

代表取締役　松本　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　八十八頁（号外第二三九号）

令和七年十一月十日

愛知県豊明市栄町梶田九七番地四

株式会社プラワン

代表取締役　角谷　広高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千二百万円から二億五千二百万円減少し、また、令和七年十一月一日から令和七年十二月三十日までを払込期間又は払込期日とする当社普通株式の発行があった場合には、資本金の額を当該普通株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、令和七年十二月三十一日付で資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い、現在の資本金の額は三億五千二百万円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　一一一頁（号外第一八一号）

令和七年十一月十日

京都府相楽郡精華町光台一―七けいはんなプラザラボ棟七階

Ｂｉｏｗｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　坂本　孝治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　一〇三頁（号外第一二九号）

令和七年十一月十日

大阪市中央区道修町三丁目二番一〇号

田辺三菱製薬工場株式会社

代表取締役社長　町田　佳男

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億三千百二十八万九千百十四円減少し、全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十日

秋田県にかほ市院内字上杉山四二番地一

株式会社Ｈｉｒａホールディングス

代表取締役　石橋　寛子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億二千五百九十二万八千百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　五十四頁（号外第二四〇号）

令和七年十一月十日

横浜市中区翁町一丁目四番一号

株式会社アルテジェネシス

代表取締役　吉村　栄義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千九十七万七千八百円、資本準備金の額を七億九千六百九十八万二百十七円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十二日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

ニューラルグループ株式会社

代表取締役　重松　路威

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億千三百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、当社は、資本準備金の額を二億九千七百四十七万四百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kessan.feliqs.com/

令和七年十一月十日

福岡県久留米市百年公園一番一号

株式会社フェリクス

代表取締役　國信健一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社ＡＸＳＥＥＤ

代表取締役社長　森本　茂幸

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二十株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十日

東京都八王子市館町一二七三番地三

株式会社ＫＥＥＰ　ＯＮ

代表取締役　井上　純一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目四番二号紀伊國屋ビル四階

株式会社ＦＴＷ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　林　宣多

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号ＳＨＩＢＵＹＡ・ＳＯＬＡＳＴＡ三Ｆ

カリブレイトジャパン株式会社

代表取締役　チャールズ・ウェッツエル

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十日

東京都葛飾区西新小岩四丁目三五番二一号

株式会社関口本社

代表取締役　関口　晃市

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十日

名古屋市東区代官町三九番二二号

太洋商工株式会社

代表取締役　朝岡　せん

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十日

兵庫県宝塚市川面字長尾山一五番地の三二九

関西砕石株式会社

代表取締役　溝上香奈恵

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるチュア・チュン・ウィが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

千葉県白井市桜台四丁目七番一二号

ＣＨＯＩＺＹＡ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者

チュア・チュン・ウィ

吸収信託分割の公告

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（受託者）は、左記のとおり、令和七年十二月十五日付で左記一の分割信託及び承継信託につき吸収信託分割を行いますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、分割信託及び承継信託の特定

（一）分割信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者一

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

住友商事株式会社

委託者兼受益者二

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

イ　信託の年月日及び契約名称

令和四年七月一日付不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（テルウェル代々木ビル）（その後の変更を含む。）

（二）承継信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者一

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

住友商事株式会社

委託者兼受益者二

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

イ　信託の年月日及び契約名称

令和四年七月一日付不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（新宿明治通りビル底地）（その後の変更を含む。）

二、右記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の分割信託及び承継信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の右記一の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

電話番号　〇三―六八五四―五七五七

令和七年十一月十日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

代表取締役　萩原攻太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｕｎａｇｉ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/vdunf656

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/fwz4ezaq

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＭＡＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千五百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＫＩＮＭＥＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年九月三十日付官報（号外第二一九号）一三四頁に掲載されています。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ドルフィン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十九頁に掲載されています。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＶジャパン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和七年六月六日（号外第一二五号）掲載の第六十三期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目四番三〇号

サンマルコ株式会社

代表取締役　金子　真一

訂正公告

令和七年十月十五日（号外第二二九号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、㋐の「大阪府大阪市北区西天満四丁目10番19号ＯＰＳ西天満ビル５階　株式会社エス・アール・ピー　代表取締役　吉田鐵太郎」とあるは「大阪府大阪市北区西天満二丁目６番８号堂島ビルヂング９階　ＹＳホールディングス株式会社　代表取締役　吉田誠二郎」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十日

大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号

堂島ビルヂング九階

ＹＳホールディングス株式会社

代表取締役　吉田誠二郎

訂正公告

令和七年十一月四日（号外第二四三号）掲載の株式会社ブシロードクリエイティブに係る第十一期決算公告（枠組）中、「利益準備金　169,500」とあるは「資本準備金　169,500」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十日

扱店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十月二十八日（号外第二百三十九号）公布国土交通省令第百五号（建築基準法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一〇			（改正後欄終りから七～五）第百三十七条の二の三の規定が	第百三十七条の二の三の規定が
〃			（改正前欄五～三）	
令和七年十月十五日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る令和七年（家）第九一七一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
九四三〇			町上津役２丁目	町上津役東２丁目
〃	二	二	２番13号、	２番13号、